

独立行政法人自動車事故対策機構
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。</p>		3	<p>管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、18年度末比で14.4%（28人）の削減を行っており、整理合理化計画において定めた管理職の削減数以上を削減しており、着実な取り組みと認められる。</p>	
<p>(2) 人材の活用 業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>				
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理体制のスリム化及び支所業務の合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。 また、管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職（194人中19人）を削減します。 （業務実績報告書P1参照）</p>		4	<p>事故防止の分野において、産業カウンセラーの資格取得者14名を新たに加え、全国的に適性診断業務に従事する職員について、121人の有資格者を配置するなど、資格を取得した職員の積極的な活用を図った。 また、19年度はトラック運送事業にかかる専門的知見を有する者等安全指導業務の分野の経験者を採用したが、20年度は被害者援護業務の分野において、専門的知見を有する者（実務経験を有する社会福祉士）1名を採用した。このように事業環境の変化に対応した経験者採用を着実に実施しており、人材の有効活用に努めている。 19年度より機構全職員を対象に勤務評価を実施し、評価結果を勤勉手当・定期昇給に反映させており、20年度も引き続き勤務評価制度を着実に運用していることから、導入後も順調である。また、</p>	
<p>(2) 人材の活用 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。 （業務実績報告書P2参照）</p>				

		<p>職員の資質向上・育成のための研修については、特に事故防止の分野において最近の業務ニーズに対応するための専門知識や技術の取得等の研修を積極的に実施している。指導講習業務における講師の育成強化のため、適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化のため、被害者援護業務の質的向上等のための各種研修も実施している。</p> <p>内部統制に関しては、役職員倫理規程の整備（15年10月）、監事と連携した内部監査体制の強化（20年4月）を図っているが、全ての職員がコンプライアンスの意識を持続させるような内部統制の体制づくりも重要であるため、例えば、わかりやすいマニュアルを作成して役職員に配付し徹底するなど、コンプライアンスを浸透させるための取り組みも期待される。</p>	
<p>(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務・適正診断業務 ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。</p>	<p>(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務・適正診断業務 ア 効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システムを既存機器の更新となる支所等（19支所）から順次導入を図ります。 また、運行管理者等指導講習業務においては、受講者管理業務の効率化のために講習受講総合システムの改善を検討します。 （業務実績報告書P4参照）</p>	<p>3</p> <p>19年度に開発した新適性診断システムについて、既存機器の更新となる19支所における導入は順調である。新適性診断システムの導入により診断に要する時間の短縮等が図られたが、次年度以降も導入を進めるとともに、導入効果をさらに分析し、業務運営の効率化に向けた努力を期待する。</p> <p>また、運行管理者等指導講習業務の効率化等を図るため、運行管理者指導講習総合システムにおいて支所端末をネットワーク化し受講者情報を一元管理するとともに、受講漏れを防止するため国土交通省との情報連携を図るといった内容の改善を検討し、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。</p>	<p>イ トップセールス等により事故防止に関する機種の取り組み等のPRを促進するとともに運輸局等と連携し、受講者、受診者の拡大を図ります。また、インターネッ</p>	<p>4</p> <p>指導講習受講者は対前年度比11%増加し、適性診断受診者は対前年度比1%減少している。</p> <p>指導講習については、運行管理者補助者の選任規定の導入により基礎講習受講</p>	

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人(前
--------------	---

トを活用した新適性診断システムの利用を促進し、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講じることにより、自己収入比率(平成20年度)について、45%以上に引き上げます。

(注1)自己収入比率 = 自己収入(手数料収入等) / 総収入 (= 総経費)

(業務実績報告書P7参照)

者の増が寄与していると考えられる。適性診断については、前年度に比べ全体の受診者数が若干減少したものの任意の一般診断の受診者はほぼ前年度の水準を維持しており、機構の支所長等によるトップセールスのPR効果も認めることができる。

また、地方運輸局等と受講漏れ、受診漏れ対策に関して情報交換等を行うなど連携の強化に努めていることも認められる。

受講者数・受診者数の伸び等によって、収入の増加が図られたこと等により、自己収入比率は54.6%(指導講習64.8%、適性診断50.0%)となり、前年度(平成19年度)と比較して4.8%向上しており、中期計画及び整理合理化計画において定めた目標値「50%以上」を上回る水準となったことから、機構の努力を認めることができる。自己収入比率を向上させるため、引き続き、次年度以降も努力するよう期待する。

	<p>期中期目標期間の実績（3年間）の平均比5%以上増加させます。</p>			
初任診断 適齢診断	<p>地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。</p>			
特定診断	<p>地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。</p>			
<p>また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。</p> <p>以上の措置を講ずること等により、自己収入比率（注1）について、期中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。</p> <p>（注1）自己収入比率 = 自己収入（手数料収入等） / 総収入（ = 総経費）</p>				
<p>療護施設の設置・運営</p> <p>ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース（注2）により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p> <p>（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p>	<p>療護施設の設置・運営</p> <p>ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース（注2）により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p> <p>（業務実績報告書P10参照）</p> <p>（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p>	3	<p>タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表している。</p>	
<p>イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中</p>	<p>イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携</p>	4	<p>4療護センターにおいて、対前年度（平成19年度）比0.2%増の12,576件のMRI、PET等高度先進医療機</p>	

<p>期目標期間の年度ごとに11,000件以上の外部検査を受託します。</p>	<p>を回り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。 (業務実績報告書P12参照)</p>	<p>器を活用した外部検査を受託した。 また、これら高度先進医療機器の有効活用を徹底するため、機構本部において、各療護センターごとに医療機器の活用状況を報告させるとともに、有効活用の推進を各療護センターに要請する等の取り組みを行っており、各療護センターごとにみても医療機器の利用促進が図られていると認めることができる。 なお、以上の取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっている。</p>	
<p>交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。</p>	<p>交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を図ります。 (業務実績報告書P14参照)</p>	<p>3 債権回収経費の削減については、整理合理化計画も踏まえた取り組みを行い、担当職員の主管支所への集約化を図ること等により、平成18年度比で26.8%の経費削減を図っており、年度計画及び整理合理化計画の目標値を達成している。</p>	
<p>イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。</p>	<p>イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。 (業務実績報告書P16参照)</p>	<p>3 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率91.0%を確保した。 また、債権回収担当職員に対して債権回収マニュアルに基づく折衝方法等の実務研修を実施するなどの債権回収の体制強化の取り組みを行っている。</p>	
<p>ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p>	<p>ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。 (業務実績報告書P18参照)</p>	<p>3 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。 なお、貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成20年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が53.4億円、債権残額に占める割合が41.2%（平成19年度末に対して2.8ポイント増）となっている。その要因分析のため、20年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類</p>	

		<p>替えとなった債権204件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため滞納しているものが46件であり、増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。</p> <p>また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。</p> <p>これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっている。</p>	
<p>業務全般</p> <p>ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。</p>	<p>業務全般</p> <p>ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の2%程度に相当する額を削減します。 （業務実績報告書P20参照）</p>	<p>4</p> <p>業務運営の効率化を推進するとともに、19年度に引き続き、徹底したペーパーレス化や電話料金の割引制度の活用、光熱水料の削減、割引航空運賃制度等の活用による出張旅費の低減など既定経費の徹底した見直し等により経費削減に積極的に取り組んだ結果、対前年度予算（平成19年度）比で13.1%に相当する経費を削減している。</p>	
<p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。</p>	<p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の1%程度に相当する額を削減します。 （業務実績報告書P20参照）</p>	<p>4</p> <p>業務経費は、主として療護センターの運営、指導講習・適性診断、自動車アセスメント情報提供、交通遺児等への貸付、介護料支給などの各業務に係る経費であるが、これらの経費削減を図るため業務運営の効率化を推進するとともに、年度計画における削減計画（1%）を大幅に上回る経費削減実績（対前年度予算比で17.0%）を達成しており、療護センターの運営に係る経費の節減（看護師等の人件費の削減、医業収入の増加に伴う委託費の節減）、一般競争入札の推進、物品等の調達にあたって過剰な仕様の排除など、平成19年度に引き続き、業務全般にわたる既定経費の徹底した見直し</p>	

<p>ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p>ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p> <p>また、療護センターの警備・清掃等の施設の管理業務について、一般競争入札を導入します。 （業務実績報告書P25参照）</p>	<p>3</p>	<p>等機構の積極的な取り組みや役職員のコスト意識の徹底を図ったことが相乗されて達成できたものと認められる。</p> <p>少額随意契約の限度額引下げ（19年1月）の基準適用、19年12月策定の随意契約見直し計画の実行等により一般競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、平成20年度の契約状況は、次のとおりであり、対平成18年度比で一般競争入札の件数が35件から80件と大幅に増加する一方で、随意契約の件数が143件から89件に減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札 （80件、総額11.8億円、1件当たり平均落札率79.1%） ・指名競争入札（実施していない） ・企画競争、公募（34件、総額7.0億円、1件当たり平均落札率98.0%） ・随意契約（89件、総額30.6億円、1件当たり契約金額の予定価格に対する平均率99.0%） <p>また、「平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20年度上期に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」をホームページに掲載するとともに一般競争入札落札結果及び随意契約の公表様式を改善するなど、契約に係る情報公開の充実を図った。</p> <p>療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、療護センターの運営上支障がないと認められるもの（患者の療養環境に直接影響が及ばないもの）につき一般競争入札を導入した（20年8月）。</p> <p>個々の契約の適切性を含めた内部統制に係るチェックについては、監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を実施しており、以下のとおりで</p>
--	--	----------	---

ある。

- ・「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について（要請）」を受けて、20年12月の監事監査において、整理合理化計画に従い、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況について監査が行われた結果、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約に移行したことを監事が確認している。

- ・会計監査人（監査法人）により、財務諸表監査の範囲で内部統制の状況等をチェックを受けた結果として特段の指摘はなされていない。

さらに、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁を監事に回覧することにより、事前に監事がチェックしており、契約の適正性を確保するための措置が講じられている。

なお、契約に関する適正性を確保するための20年度における主な取り組み状況は以下のとおりである。

- ・会計規程の見直しを行い、随意契約包括条項を削除し、「複数年度にまたがる契約」の規定を新設（20年12月）、企画競争及び公募を実施する場合の具体的手続きに関する要領を策定（21年3月）

- ・19年度末に制定した「会計内部監査実施細則」を施行し、監査員の権限等、監査結果の監事への報告など監事との連携強化を講じ、内部統制を強化（20年4月）

- ・1者応札・1者応募に係る対策の一環として、公告期間の十分な確保を図っている（公告期間を10日間以上から原則20日間以上に延長、21年2月）

上記のとおり契約の競争性及び透明性の確保、契約締結の適正性の確保に関しては着実な進展が認められる。契約の競争性及び透明性の確保に関する更なる努力を期待する。

<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>			
<p>(1) 指導講習業務・適性診断業務</p>	<p>(1) 指導講習業務・適性診断業務</p>			
<p>受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。</p>	<p>講習内容及び診断内容の充実・改善 ア 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に講習用テキストの改訂を行います。 イ 受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、インターネットを活用した新適性診断システム及び貸出機器の利用促進を行います。 ウ 受講需要に適切に対応した適性診断活用講座を開催するとともに、新たに同講座をステップアップ化した講座を主管支所で試行します。 エ 管理者が事故防止に効果的な乗務員指導をできるように管理者用のコメントを作成し、提供します。 (業務実績報告書 P 30 参照)</p>	<p>4</p>	<p>指導講習の受講需要の増加に対応すべく、前年度(平成19年度)より52回増回し、全支所で1,000回実施している(これにより、受講者数は14,524名と対前年度比11%増加)。 講習用テキストについては、トラック輸送の過労防止対策マニュアルを掲載し、実効性のある事故防止対策を具体的に取り上げるとともに、過労運転防止の具体例の紹介等を内容とするDVDを作成し、活用を図っている。 インターネットを活用した新適性診断システム及び貸出機器の利用促進を図ったことにより、支所以外における適性診断受診者は、61,189人(対前年度比12.8%増)となり、一般診断受診者の24%を占めている。トップセールス等により特に新診断システムの導入促進に努めたことも寄与したものと認められる。 適性診断活用講座のステップアップ化した講座については、6主管支所において試行的に実施しており、グループ討議の手法を用いて助言・指導を行う方法を取り入れるなどの工夫が見られる。 適性診断結果に基づき、ドライバーに対する安全運転指導をよりの確に行うための管理者向けコメントを新適性診断システムに採用し、サービスを提供した。</p>	
<p>行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。</p>	<p>指導講習、適性診断等を行う職員員の資質の向上を図るための研修を行います。 また、自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサル</p>	<p>3</p>	<p>職員員の資質の向上を図るため、安全マネジメント業務やコンサルティング業務を担当する職員等に対する研修を実施した。今後とも、これらの研修を通じて職員員の資質を向上させるよう努力を期待する。</p>	

	<p>ティング等を実施するとともに、受講者のニーズに対応した安全管理に関する講習及びドライブレコーダー、デジタル式タコグラフに関する講習を開催します。(業務実績報告書P36参照)</p>	<p>自動車運送事業に係る安全管理体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサルティングを全国で35件実施した。</p> <p>また、安全管理講習会については、全国50支所において計90回開催した。</p> <p>さらに安全管理支援ツール講習会(デジタル式タコグラフ・ドライブレコーダー、SAS(睡眠時無呼吸症候群))を機器の普及状況を踏まえて増回し全国50支所で66回開催した。</p> <p>また、事業所における安全管理体制が適切かつ有効に運用されているか経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的として新たに内部監査講習会を36回開催した。</p>	
<p>以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成20年度)について、4.0以上とします。(業務実績報告書P39参照)</p>	<p>3</p> <p>安全対策への支援効果に関する指導講習受講者の評価度については、前年度(平成19年度)より平均で0.03ポイント向上し、平均4.41の評価を得た。</p> <p>また、適性診断受診者の評価度については、前年度より平均で0.03ポイント向上し、平均4.20の評価を得た。</p> <p>さらに事業者の評価度については、前年度より0.03ポイント向上し、4.18の評価を得た。今後とも評価度を高める取り組みを期待する。</p>	
<p>(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援</p> <p>新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。</p>	<p>(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援</p> <p>新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の診断機器等を含む適性診断に関するノウハウの提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。(業務実績報告書P45参照)</p>	<p>4</p> <p>新たに実施機関になろうとする団体にノウハウの提供等を行うとともに貸出用自動適性診断機器(2台)を貸出し、1団体が認定を受けるに至った。</p> <p>また、当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して貸出用自動適性診断機器(4台)を貸出しするとともに、当機構以外の実施機関の指導主任者に教育</p>	

<p>(3)療護施設の設置・運営 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム(注3)、プライマリーナーシング(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。</p> <p>(注3)病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4)継続した受持看護方式 (注5)一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6)患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家</p>	<p>(3)療護施設の設置・運営 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成20年度中の脱却者の総数を15人以上とするとともに、患者の治療改善度の検証の結果を踏まえ改善目標を設定します。またメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化します。 (業務実績報告書P46参照)</p>	<p>3</p>	<p>訓練を実施した(8団体20名)。 今後ともこのような団体等に対する支援を期待する。</p> <p>遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施して、結果として20年度は目標を下回り13人が脱却するに至っている(19年度の脱却者27人を合わせると2年間で40人が脱却しており、中期計画期間中の脱却者75人の53.3%)。 次年度以降も一人でも多くの脱却者が生じるよう質の高い治療・看護を実施するよう期待する。 また、療護センター等の入院患者の治療改善度を評価するスケール(改善指標)として統一スコアを適用することを決定し、改善指標によるデータの蓄積を更に進めることとした。この取り組みは患者の治療改善度の検証を統一的行うことに繋がることから、遷延性意識障害度の改善に向けた有効な手段として認知できるため、今後の更なる取り組みを期待する。 また、4療護センター(委託病床を含む)のメディカルソーシャルワーカーは、転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を8,511件(前年度は5,596件)行うとともに、メディカルソーシャルワーカーを集めた会議を通じて、情報交換や業務検討を行い、その結果患者家族への助言等に反映するなど患者家族に対する支援の強化を着実に図った。</p>	<p>・脱却者の数値目標の捉え方については、前年度実績を加味して評価するのではなく、当該年度の実績のみで評価すべきである。 ・数値目標のみの評価に止まらず、今後は最先端の治療及び看護の内容に係る質的な評価も併せて行うべきではないか。</p>
<p>治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等より、高度先進医療機器</p>	<p>設備の更新計画に基づき、千葉療護センターのコンピュータ断層撮影装置(CT)、岡山療護センターの核医学画像診断装置(RI)及び医療パネル等を更新するととも</p>	<p>4</p>	<p>千葉療護センターのコンピュータ断層撮影装置(CT)の更新については、平成20年7月に機器の導入を完了した。また、岡山療護センターの核医学画像診断装置(RI)の更新については、平成</p>	

<p>を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。</p>	<p>に、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等より、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。 (業務実績報告書P50参照)</p>		<p>21年1月、医療パネルの更新については平成21年3月にそれぞれ導入を完了した。 新たな取り組みとして、中部療護センターにおける岐阜大学等との連携大学院を21年度から開設するため、その受け入れ体制の整備を図った。今後脳神経科学分野等の高度医療専門家の育成等のため、院生に対する研究指導に期待するとともに、療護センターにおける治療・研究の更なる推進や知見の普及促進等に寄与することを期待する。 また、4療護センターのノウハウを活かし、今後とも地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。 さらに、4療護センターにおいて、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会等を定期的開催するなど職場内研修を実施するとともに、委託病床を含めて、センター長、総看護師長会議等を年2回開催し、治療、看護やり八びり、生活支援等について情報交換、業務検討を行った。</p>
<p>療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p>	<p>引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。 (業務実績報告書P53参照)</p>	3	<p>地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、37件の研究成果を発表した。 また、部外医師、看護師等に対する研修として短期入院協力病院のうち1病院7名に対し、東北療護センターにおいて、1病院3名に対し、岡山療護センターにおいて、それぞれ実務研修を実施した。</p>
<p>地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者</p>	<p>委託先病院の委託病床数を倍増し、引き続き、委託先病院への遷延性意識障害者の受け入れを推</p>	4	<p>北海道における委託先病院（札幌市）については、平成20年5月に6床から12床に、九州における委託先病院（久</p>

の治療・看護機会の拡充を図ります。

進し、適切な治療・看護を行います。
また、委託先病院の適切な治療・看護のため、療護施設を通じ委託先病院の医師・看護師に対し助言等を行います。
(業務実績報告書 P 5 6 参照)

留米市)については、平成20年6月に10床から16床に、さらに同年10月に20床とし、計画どおり病床数を倍増し、遷延性意識障害者の受け入れを進め、21年3月には満床となった。両委託病床ともに適切な治療・看護を行い、患者のご家族の満足度は高く、新聞、テレビ等の地元メディアでも好意的に報道されている等、高い評価を受けている。

なお、療護センターに準じた治療・看護を実施したことにより、委託先病院(札幌市)において脱却による退院が1名生じた。

また、委託先病院を含む療護施設のセンター長等会議を20年12月、21年3月に開催し、療護センター医師・看護師等と委託先病院医師・看護師等との連携を図るとともに、委託先病院の看護師4名に対し、千葉療護センターにおいて看護の実際等に係る実地研修を実施した。

これら療護施設機能の一部の委託の取り組みにより、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充は着実に図られていると認められる。

(4) 介護料支給等支援業務

重度後遺障害者に対して被害者の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に

(4) 介護料支給等支援業務

引き続き、被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給制度の見直しを行い、被害者の利便性の向上及び手続きの簡素化を図ります。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者(在宅介護に限る。)に対する在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化し

3

被害者家族からの要望を受け、介護料受給資格再申請の書類について、新規認定申請時に提出した書類のうち戸籍謄本等内容に変更のない書類の提出を省略し、負担の軽減を図った。

また、各主管支所に設置している介護相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する相談支援及び知識の情報を2,139行った。

さらに各支所において、被害者援護の拡充を図るため介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを19年度から開始したが、20年度は464件行った(19年度は197件、前年度に比べ倍以上)。この取り組みは被害

<p>する精神的支援を強化します。</p>	<p>ます。 さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。 (業務実績報告書 P 5 9 参照)</p>	<p>者の精神的ケア、実情把握を図る上でも重要と考えられるので、更なる努力が期待される。 なお、機構の介護相談ゼネラルアドバイザー（介護福祉士）が有する専門的見地からの日常介護に関する情報、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報に関してニーズの高い内容（日常の介護方法及びリハビリテーション）をテーマに機関誌「ほほえみ」に掲載するとともに、ホームページに掲載している「在宅介護における Q & A」について、介護方法等の掲載項目ごとに内容の更新を行うなどの工夫を行い、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報を掲載し発信した。</p>	
<p>の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに 4 . 0 以上とします。</p>	<p>以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成 2 0 年度）について 4 . 0 を目標とします。 (業務実績報告書 P 6 6 参照)</p>	<p>3 重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度については、4 . 2 3（前年度 4 . 2 7）である。</p>	
<p>(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。 また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。</p>	<p>(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 一部立替貸付等の見直しについては、引き続き被害者ニーズに応じた検討を行います。 また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。 さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。 (業務実績報告書 P 6 8 参照)</p>	<p>3 一部立替貸付等については、保険金の推定額または推定保障金の認定情報を早期に得ることが困難であることが 1 9 年度において判明したが、立替貸付希望者からの要望を把握したところ、後遺障害認定申請中又は症状固定に至っていないものの、喫緊に生活資金が必要とのニーズであった。このニーズに応じた貸付を検討したものの、機構独自で損害調査や損害額算定を行う必要があるなど現実的ではなく、また実際の保険金支払額との乖離が生じた場合、債権回収のリスクが生じるといった課題もあることから、現状制度を維持することとし、今後は他の貸付制度について検討を進めることとした。</p>	

		<p>また、被害者に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員を対象として、被害者への適切な助言を行うための基礎的知識や、心の悩みを持つ相談者への対処法などの習得及び意見交換等を内容とした研修を実施し、資質の向上を図った。</p> <p>さらに、交通遺児等や保護者の交流の場である「友の会」を運営し、特に被害者家族同士のコミュニケーションをより一層図った集いとして、20支所（前年度19支所）において19年度に引き続き1泊2日による「友の会の集い」を実施し、531人（前年度463人）が参加した。特に同じ境遇に置かれた保護者同士の交流会について好評を得た。</p> <p>精神的支援の一環として毎年実施している友の会コンテストについては、絵画及び書道コンテストを交互に実施してきたが、20年度は近年実施していなかった「作文コンテスト」を実施した。</p>	
<p>の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成20年度）について、4.0以上とします。 （業務実績報告書P72参照）</p>	<p>3</p> <p>被害者に対する精神的支援に関する評価度については、前年度（平成19年度）と比較して0.03ポイント低下したが、4.34の評価を得た。</p>	
<p>（6）自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。</p>	<p>（6）自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。 また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。 さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。</p>	<p>3</p> <p>自動車事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ、各種相談機関の窓口の紹介、並びに、交通遺児等への無利子貸付、介護料の支給及び療護施設など機構の業務について案内する情報提供サービス（N A S V A 交通事故被害者ホットライン）は平成19年10月1日より運用を開始し、以後、政府広報はじめ、警察署、地方公共団体、医療機関等を中心にリーフレット等を配布し、関係団体機</p>	

	(業務実績報告書 P 7 4 参照)		<p>関誌へのPR掲載、さらに新たに自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にPRを印刷するなどの周知広報活動を積極的に展開した結果、相談件数は着実に伸びているものの(平成19年度後期の受付件数に対して平成20年度後期の受付件数は29%増加)、国民に十分認知されているとは言い難い。このため、更なる周知を図り、認知度を高める必要がある。</p> <p>なお、従事する者に対して機構の業務や自賠償制度に関する研修を実施するとともに、本部関係職員に対してオペレータからの電話転送に関する処理方法に関する実務研修を実施する等質の向上にも取り組んでいると認められる。今後、提供する情報の充実、相談内容の充実が一層図られるよう期待したい。</p>
<p>(7)自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標(乗員保護性能は総合評価の数(注7)及び歩行者頭部保護性能は評価レベル)について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>'(注7)総合評価の得点率をの数6段階で表示</p>	<p>(7)自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標(乗員保護性能は総合評価の数(注7)及び歩行者頭部保護性能は評価レベル)について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>(業務実績報告書 P 7 7 参照)</p> <p>'(注7)総合評価の得点率をの数6段階で表示</p>	3	<p>平成20年度の自動車アセスメント試験では、乗員保護性能に関しては、後継車種(6車種)について評価指標の平均値が、旧車種の評価指数の平均値以上となった(運転席は4.91 5.27と0.36ポイントの向上、助手席は5.18 5.45と0.27ポイントの向上)。</p> <p>また、歩行者頭部保護性能に関しては、後継車種(6車種)について評価指標の平均値が、旧車種の評価指数の平均値以上となった(2.17 3.17と1ポイントの向上)。</p>
<p>パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イ</p>	<p>わかりやすい情報の提供 よりわかりやすいパンフレ</p>	4	<p>自動車アセスメントパンフレットについては、20年度にアセスメントを実施</p>

ベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。

ットを配布します。
イ よりわかりやすくホームページを改善します。

ウ 自動車アセスメント試験結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリの発表をします。

エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等ユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。

(業務実績報告書 P 7 8 参照)

した車種を赤枠配色し、わかりやすく工夫するとともに、文字や写真サイズを拡大した。また、普及が望まれる横滑り防止装置等の主要な予防安全装置について、過去に実施した車種を含めて全ての車種の装備状況をわかりやすく表示した。

チャイルドシートアセスメントパンフレットについては、表紙等のデザインを刷新し、女性が興味を示し、わかりやすいような改善を行った。

なお、自動車アセスメントパンフレットは自動車アセスメントグランプリ受賞車の開発メーカーを通じて受賞メーカーの販売店に、チャイルドシートアセスメントパンフレットは評価度の高い開発メーカーを通じてチャイルドシート販売店にパンフレット配付を依頼し、配付箇所の拡大を図った。この取り組みは、自動車ユーザーにとって自動車アセスメント情報提供業務の認知度を向上させるためには効果的と考えられることから、更なる取り組みを期待する。

よりわかりやすくホームページを改善することについては、自動車アセスメントパンフレット、チャイルドシートアセスメントパンフレットともにホームページからダウンロードできるよう改善した。

20年度も自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、自動車アセスメントグランプリの表彰を行ったが、自動車アセスメント事業の知名度向上を図るため、20年度から新たにグランプリ候補に選ばれたもののグランプリを受賞できなかった優秀車について、「アセスメント優秀車」として表彰した。さらにユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うことについては、メディアに対して衝突安全性能試験の公開試験を実施し、新聞、雑誌、Webなどにおいて幅広く取り上げられた。また、ユーザーに最新の情報

		<p>が提供できるよう携帯サイトの改善を図った。</p> <p>これらの取り組みを通じてユーザーに対してわかりやすい情報提供が図られているものと認められる。</p>	
<p>以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度(20年度)について、4.0以上とします。 (業務実績報告書P87参照)</p>	<p>3 ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、平成19年度と比較して、0.04ポイント上回り4.16の評価を得た。</p>	
<p>予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。</p>	<p>乗員の側面衝突時の頭部傷害による死亡重傷率を低減させるため方策を導入します。</p> <p>調査研究の実施</p> <p>ア 頭部傷害保護性能試験の試験方法について調査研究を行います。</p> <p>イ 歩行者脚部保護性能試験導入のための基礎調査を実施します。</p> <p>ウ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。</p> <p>エ 後席乗員保護性能評価試験導入のための評価法の調査研究を行います。</p> <p>オ 総合評価以降に実施した試験対象車種及び総合評価以前を含めた対象外車種の事故データを調査・収集するとともに、当該車種の側面衝突試験結果との相関関係を解析します。 (業務実績報告書P89参照)</p>	<p>3 側面衝突時の頭部保護性能改善方策として有効なカーテンエアバッグの普及促進のため、20年度自動車アセスメント試験より一定の要件を満足するかどうか、評価・公表を開始した。また、「自動車アセスメントグランプリ」の選定にあたり、要件を満たした当該カーテンエアバッグの有無を条件に加え、新しい安全技術の普及促進が図られるような取り組みを行った。</p> <p>頸部障害保護性能試験の試験方法に係る調査研究を実施し、21年度からの試験導入に向けて試験法及び評価法を検討した。</p> <p>歩行者脚部保護性能試験導入のための基礎調査を実施し、新たに用意されたインパクト導入のための基礎データ収集を行った。この取り組みは、歩行者の被害軽減対策として有効であると考えられるため、今後の更なる取り組みに期待する。</p> <p>予防安全装置の分類整理を行い、20年度の自動車アセスメント試験結果のパンフレットに掲載すべき主要な安全装備について検討し、検討の結果、主要な予防安全装備の装備状況について20年度自動車アセスメントパンフレット及びホームページで公表した。</p>	

		<p>後席乗員保護性能評価試験導入のための評価法の調査研究を実施し、トリアル試験を通じて試験法、評価法を策定した。これにより21年度よりアセスメント評価試験を開始することとした。</p> <p>総合評価以降に実施した試験対象車種及び総合評価以前を含めた対象外車種の事故データを収集し、総合評価が開始された以降を対象群、以前を未対象群として、試験実施年と死亡重傷率との相関を分析したところ、未対象群と比較して対象群の方が死亡重傷率が低くなるという相関が確認された。</p> <p>これら自動車事故における被害軽減に資する調査研究により、今後の試験内容、評価方法の改善に向けて着実な進展が認められる。</p>	
<p>専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。</p>	<p>海外の関係機関との情報交換等</p> <p>ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。</p> <p>イ 世界NCAP会議の結果を踏まえ、アジア諸外国との連携を図ります。 (業務実績報告書P93参照)</p>	<p>3 平成20年6月、「日・ANCAP(豪州・ニュージーランド)会議」を開催し、評価試験に係る技術等、チャイルドシートアセスメント、後席乗員保護評価等について意見交換を行い、また、平成20年10月27日、「日・IHS(米国道路安全保険協会)会議」を開催し、JNCAPの現在の活動、将来の活動計画等を紹介し、予防安全装置の装備判定等について意見交換を行った。平成21年3月、韓国において欧州等のアセスメント実施機関による会議が開催された際、試験内容の比較、試験データの相互利用の可能性等について意見交換を行った他、海外アセスメント機関における評価法等に関する情報収集を行った。</p> <p>また、平成20年11月、アジア諸外国との連携を図るため、中国天津において「日・中NCAPセミナー」を開催し、機構のNCAPへの取り組み状況等を紹介するなど、中国自動車アセスメント機関との連携強化を図った。</p> <p>このように諸外国の自動車アセスメント実施機関と積極的な情報交換等を実施</p>	

<p>業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 (業務実績報告書P96参照)</p>	3	<p>している。 タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表している。</p>	
<p>(8)自動車事故対策に関する広報活動 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。</p>	<p>(8)自動車事故対策に関する広報活動 後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、交通安全フェア等各種イベントへの参画、国・地方公共団体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関(者)への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。 (業務実績報告書P98参照)</p>	3	<p>「交通安全フェア」等の展示会に出展し、参加体験型として運転適性診断を実施するとともに会場で自動車アセスメント等を紹介したビデオの放映、療護センター等に関するパネル展示、ポスター掲示、リーフレット配布等により機構及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行い、広報に努めている。さらに後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶についても指導講習等で周知を図っている。</p>	<p>・当機構が各種ツールを駆使して業務内容の周知宣伝に努めていることは認められるが、広く国民に当機構が認知されるよう効果的かつ戦略的な広報活動に期待する。</p>
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を策定します。</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 (業務実績報告書P100参照)</p>	3	<p>中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っている。 なお、当期総利益76百万円の発生要因としては、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係る国債等有価証券の受取利息等による収益である。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。</p>	-	<p>平成20年度は該当なし。</p>	

	(業務実績報告書 P 1 0 5 参照)																		
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし (業務実績報告書 P 1 0 6 参照)	-	平成 2 0 年度は該当なし。																
6. 剰余金の使途 利用者サービス充実のための環境の整備 職員研修の充実	6. 剰余金の使途 利用者サービス充実のための環境の整備 職員研修の充実 (業務実績報告書 P 1 0 7 参照)	-	平成 2 0 年度は該当なし。																
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する事項 施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。 (単位：百万円)	3	中期計画に基づき、年度計画記載の設備については、いずれも計画どおり仕様に沿って確実に整備した。 なお、C T、R I、M E G の整備に際しては、総合評価方式による一般競争入札により導入しており、機構内に総合評価委員会を設置し、応札内容に係る評価項目等の決定、技術面の審査を経て総合評価点を決定しており、契約の適正性が確保されていると認められる(医療パネルの整備及び空調機器改修は、一般競争入札)。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置 (C T) の更新</td> <td>1 6 7</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修</td> <td>1 7 6</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>岡山療護センター 核医学画像診断装置 (R I) の更新</td> <td>1 4 4</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>東北療護センター 脳磁計 (M E G) の更新 (前年度契約済)</td> <td>5 1 0</td> <td>同上 (前年度からの繰越額)</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容			千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置 (C T) の更新	1 6 7	施設整備費補助金	岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	1 7 6	同上	岡山療護センター 核医学画像診断装置 (R I) の更新	1 4 4	同上	東北療護センター 脳磁計 (M E G) の更新 (前年度契約済)	5 1 0	同上 (前年度からの繰越額)			
施設・設備の内容																			
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置 (C T) の更新	1 6 7	施設整備費補助金																	
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	1 7 6	同上																	
岡山療護センター 核医学画像診断装置 (R I) の更新	1 4 4	同上																	
東北療護センター 脳磁計 (M E G) の更新 (前年度契約済)	5 1 0	同上 (前年度からの繰越額)																	

	<p>(注)上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。</p> <p>(業務実績報告書P108参照)</p>		
<p>(2)人事に関する計画 人件費(退職手当等を除く)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。</p>	<p>(2)人事に関する計画 人件費(退職手当等を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成19年度予算比で1%以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 (業務実績報告書P110参照)</p>	<p>3</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し効果等により、前年度(19年度)予算に比して2.9%の人件費削減を図った。 また、管理職員数の削減(194人166人 28人)を実施した。 人件費の削減については、計画値を1.9%上回る努力が見られたが、对国家公務員指数(ラスパイレス指数)においては、管理職員数割合が高いこと、大卒者割合が高いことの原因から、依然として国家公務員の水準を上回っていることから更なる適正化に向けた取り組みを計画的に実施すべきであるが、この取り組みの一つとして、当機構においては平成20年度に全職員の俸給月額を5%程度引き下げを行うことを決定した(21年4月実施)。 なお、ラスパイレス指数算定要素の一つとして地域手当があるが、当機構は適性診断業務や被害者援護業務など来所する顧客の利便性を確保する必要上、大都市・中核都市等の地域手当支給対象地域に勤務する職員数割合が高いこともラスパイレス指数を評価する上で考慮すべきであると考え。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 115 項目数(35) × 3 = 105 下記公式 = 110%

< 記入要領 >

- ・ 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

独立行政法人自動車事故対策機構は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第二期中期目標期間の2年度である平成20年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

特に運転適性診断のIT化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を進めた。これらの取り組みを通じた平成20年度の業務運営は、順調であると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
- ・ 一般病院への療護施設機能の一部委託については計画どおり病床数を倍増させるなど療護施設機能が拡充されたところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待する。
- ・ 当機構全体に関する広報活動の充実に向け、更なる努力、改善を図るべきである。

(その他推奨事例等)

- ・療護センターの認知度を向上させるため、療護センターPR用の三つ折りパンフレットを新たに作成し、各種イベントでの配布、福祉関係機関等への常置等を行うことにより、広く療護センターの周知を行うとともに、療護センターで日々実施されている治療・看護・リハビリ内容に焦点を当てた医療関係者向けのDVDを新たに作成し、国土交通省が指定する短期入院協力病院へ配布するなど、療護センターにおける治療・看護技術の伝播に努めた。